

令和5年2月9日開会

# 令和5年2月徳島県議会定例会議案及び議案説明書

（その4）



## 目 次

第 82 号	徳島県税条例の一部改正について……………	1頁
第 83 号	就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部改正 について……………	9
第 84 号	知事の退職手当の特例に関する条例の制定について……………	11



## 第八十二号

## 徳島県税条例の一部改正について

徳島県税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年三月七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県税条例の一部を改正する条例

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条の三十第八項を削り、同条第九項中「附則第十一条の四第五項」を「附則第十一条の四第三項」に、「附則第十一条の四第四項」を「附則第十一条の四第五項」に、「附則第十二条の四第六項」を「附則第十一条の四第四項」に、「同項」を「同条第八項とし、同条第十項中「附則第十一条の四第七項」を「附則第十一条の四第五項」に、「附則第十一条の四第六項」を「附則第十二条の四第四項」に、「同項」を「同条第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第十一項を第十項とする。

附則第二十項第一号中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同項第二号中「附則第十二条の二の十第三項」を「附則第十二条の二の十第二項」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則中第二十一項から第二十三項までを削る。

附則第二十四項中「（自家用の乗用車及び自家用のキャンピング車を除く。）」及び「、当該自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「附則第二十一項」を「次」に改め、同項第二号中「平成三十年天然ガス車基準」を「法附則第十二条の三第二項第二号に規定する排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの」に、「又は」を「又は同号に規定する」に、「に適合し」を「（以下「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し」に、「法附則第十二条の三第五項第二号」を「同号」に改め、同項第四号中「平成三十年ガソリン軽中量車基準」を「法附則第十二条の三第二項第四号に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（以下「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）」に、「平成十七年ガソリン軽中量車基準」を「同号に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（以下「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）」に、「法附則第十二条の三第五項第四号」を「同号」に、「かつ」を「かつ同号に規定する」に、「以上の」を「（以下「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）以上の」に改め、

同項第五号中「平成三十年石油ガス軽中量車基準」を「法附則第十二条の三第二項第五号に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準（以下「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）」に、「平成十七年石油ガス軽中量車基準」を「同号に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準（以下「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）」に、「法附則第十二条の三第五項第五号」を「同号」に改め、同項第六号中「うち、」を「うち、法附則第十二条の三第二項第六号に規定する」に、「又は」を「（以下「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）又は同号に規定する」に、「に適合する」を「（以下「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合する」に、「法附則第十二条の三第五項第六号」を「同号」に改め、同項に次の表を加える。

第一項第一号イ		
七千五百円	二千円	
八千五百円	二千五百円	
九千五百円	二千五百円	
一万三千八百円	三千五百円	
一万五千七百円	四千円	
一万七千九百円	四千五百円	
二万五百円	五千五百円	
二万三千六百円	六千円	
二万七千二百円	七千円	
四万七百元	一万五百円	
二万五千元	六千五百円	
三万五千元	八千円	
三万六千元	九千円	
四万三千五百円	一万千円	
五万円	一万二千五百円	
五万七千円	一万四千五百円	
六万五千五百円	一万六千五百円	
七万五千五百円	一万九千円	
八万七千円	二万二千円	
第一項第一号ロ		

第一項第二号イ	十一万円	二万七千五百円
	六千五百円	二千元
	九千元	二千五百円
	一万二千元	三千元
	一万五千元	四千元
	一万八千五百円	五千元
	二万二千元	五千五百円
	二万五千五百円	六千五百円
	二万九千五百円	七千五百円
	四千七百元	千二百円
第一項第二号ロ	八千元	二千元
	一万千五百円	三千元
	一万六千元	四千元
	二万五百円	五千五百円
	二万五千五百円	六千五百円
	三万円	七千五百円
	三万五千元	九千元
	四万五百円	一万五百円
	六千三百円	千六百元
第一項第二号ハ(1)	七千五百円	二千元
	一万五千五百円	四千元
第一項第二号ハ(2)	一万二千元	三千元
第一項第三号イ(1)	二万六百元	五千五百円
	一万二千元	三千元

	<p>第一項第三号イ(2)</p>	<p>一万四千五百円  一万七千五百円  二万円  二万二千五百円  二万五千五百円  二万九千円  二万六千五百円  三万二千元  三万八千元  四万四千元  五万五百円  五万七千元  六万四千元  三万三千元  四万円</p>	
	<p>第一項第三号ロ</p>	<p>四千元  四千五百円  五千元  六千元  六千五百円  七千五百円  七千元  八千元  九千五百円  一万円  一万三千元  一万四千五百円  一万六千元  八千五百円  一万五百円</p>	
	<p>第一項第四号</p>	<p>一万二千五百円  一万四千五百円  一万四千五百円  一万六千五百円  一万八千五百円  二万円  千五百円  千五百円</p>	
	<p>第一項第五号イ(1)</p>	<p>九千円  六千五百円  六千円</p>	<p>二千五百円  二千元</p>



第一項第五号イ(3)	第一項第五号ロ(1)	一万二千元	三千円
		一万五千元	四千元
		一万八千五百円	五千元
		二万二千元	五千五百円
		二万五千五百円	六千五百円
		二万九千五百円	七千五百円
		四千七百元	千二百円
		一万三千九百元	三千五百円
		二万円	五千元
		二万四千四百円	六千五百円
二万八千八百円	七千五百円		
三万四千八百円	九千元		
四万円	一万円		
四万五千六百円	一万千五百円		
五万二千四百円	一万三千五百円		
六万四百円	一万五千五百円		
六万九千六百円	一万七千五百円		
八万八千元	二万二千元		
第一項第五号ロ(2)	八千元	二千元	
	一万千五百円	三千円	
	一万六千元	四千元	
	二万五百円	五千五百円	
	二万五千五百円	六千五百円	
	三万円	七千五百円	

第一項第五号ハ	三万五千円	九千円
	四万五百円	一万五百円
	六千三百円	千六百元
	二万八千三百円	七千五百円
第二項第一号	四千五百円	千五百円
	六千円	千五百円
第二項第二号	三千七百円	千円
	四千七百円	千二百円
	六千三百円	千六百元
	五千二百円	千三百円
	六千三百円	千六百元
第四項第一号	八千円	二千円
	七千五百円	二千円
第四項第二号	二万五千円	六千五百円
	六千五百円	二千円
第四項第三号	八千円	二千円
	一万二百円	三千円
第四項第四号	一万三千二百円	三千三百円
	二万円	五千円

附則中第二十四項を第二十一項とする。

附則第二十五項中「第五十三条の四第一項」を「第五十三条の四第一項第一号イ及び第四号イ」に改め、「当該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「附則第二十二項」を「次」に、「同条」を「同項」に改め、同項第一号中「附則第十二条の三第六項第一号」を「附則第十二条の三第三項第一号」に改め、同項第二号中「附則第十二条の三第六項第二号」を「附則第十

二条の三第三項第二号」に改め、同項第三号中「附則第十二条の三第六項第三号」を「附則第十二条の三第三項第三号」に改め、同項に次の表を加える。

第一号イ	七千五百円	四千円
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千円
	一万三千八百円	七千円
	一万五千七百元	八千円
	一万七千九百元	九千円
	二万五百円	一万五百円
	二万三千六百元	一万二千元
	二万七千二百円	一万四千元
	四万七百元	二万五百円
第四号イ	四千五百円	二千五百円

附則中第二十五項を第二十二項とする。

附則第二十六項中「地方税法（ ）を「法（ ）に、「平成二十八年改正前の地方税法」を「平成二十八年改正前の法」に改め、同項を附則第二十三項とする。

附則中第二十七項を第二十四項とし、第二十八項から第三十二項までを三項ずつ繰り上げ、第三十三項の前の見出しを削り、同項を第三十項とし、同項の前の見出しとして「（個人の均等割の税率の特例）」を付し、第三十四項を第三十一項とし、第三十五項から第三十七項までを三項ずつ繰り上げ、第三十八項の前の見出しを削り、同項を第三十五項とし、同項の前の見出しとして「（旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る法人の県民税の特例）」を付し、第三十九項を第三十六項とし、第四十項から第四十二項までを三項ずつ繰り上げる。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。  
（不動産取得税に関する経過措置）

- 2 改正後の第二十条の三十の規定は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対し

て課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税の種別割に関する経過措置)

3 改正後の徳島県税条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和五年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和四年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

#### 提案理由

地方税法の一部が改正され、自動車に係る環境への負荷の程度に応じた自動車税の種別割の税率の特例措置が延長されること等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八十三号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部改正について  
 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年三月七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成十八年徳島県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。  
 第二条中「、附則第七項」を「から第八項まで」に改める。

附則第三項中「附則第六項」を「附則第七項」に改める。

附則第七項を附則第八項とする。

附則第六項の表前項の項の項名を「附則第五項」に改め、同表に次のように加える。

前項	看護師等
別表第一の第二の三の1の(二)及び別表第二の一の5の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等

附則第六項を附則第七項とし、附則第五項の次に次の一項を加える。

6 別表第一の第二の三の1の(二)及び別表第二の一の5の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、一人に限って、当該認定子ども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の子どもの数が四人未満である認定子ども園にあつては、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定子ども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

別表第一の第二の三に次のように加える。

3 管理運営等

- (一) 通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を行進するとき、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。
- (二) 通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を行進するとき、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて(一)の規定による所在の確認（子どもの降車の際に限る。）を行うこと。

附則

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 改正後の別表第一の第二の三の3の(二)の規定の適用については、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間、同(二)中「行うこと」とあるのは、「行うこと。ただし、当該自動車に当該装置を備えることが困難な事情がある場合にあつては、当該装置の設置及び使用に代わる措置を講じて当該所在の確認を行うこと」とする。

提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに鑑み、地方裁量型認定こども園の認定の要件に、通園を目的として運行する自動車に車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて降車時に子どもの所在を確認すること等を追加する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第八十四号

知事の退職手当の特例に関する条例の制定について

知事の退職手当の特例に関する条例を次のように定める。

令和五年三月七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

### 知事の退職手当の特例に関する条例

知事等の退職手当に関する条例（昭和五十六年徳島県条例第二十二号）第二条の規定にかかわらず、令和元年五月十八日において知事であった者には、同日を含む任期に係る退職手当は、支給しない。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により疲弊した県内の経済状況に鑑み、県民に寄り添うため、現在の任期に係る知事の退職手当を支給しないこととする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。







